

経営者の皆様に、次への視野(スコープ)を。
毎月、かんぽ生命がお届けします。

かんぽスコープ

Vol.98

経営
時流

民法大改正に備えよう。 法務リスク対策は、契約書の見直しから。



法律を味方につけることを勧める篠原氏。

現行民法が制定されたのは1896(明治29)年。以来120年、細かな改正はあつても、実質的には当時の内容が維持されてきました。それを抜本的に見直す改正民法が昨年(2017年)5月26日に成立。20年4月1日に施行すると閣議決定されています。改正内容は多岐にわたりますが、知っておかないと企業法務のリスクとなりかねない項目があります。そこで、『かんぽビジネスライブラリ・企業法務の見えざる壁』で監修と執筆をお願いしている弁護士篠原一廣先生からアドバイスをもらいました。

「契約自由の原則」に、実は落とし穴が潜む。

「民法は私法の一般法」と、篠原氏は民法の位置づけから解説する。法律は、大きく分けると、国と国民の関係を規定する公法と、私人

(個人・法人)間のルールを定める私法に分類されるが、数ある私法の根幹となるのが民法。その内容に変更を加えて商法や会社法、労働基準法、借地借家法、消費者契約法などの特別法が制定されている。「事業を行うためには、当該分野の特別法は学ぶことでしよう。でも、そもそも権利・義務はどのように発生・消滅するのか、契約はどうすると成立するのかといった根本的なことは民法にしか書いていません」民法を知っていないと、予想外のところで躓く恐れがあるのだ。しかし一方で、民法には「契約自由の原則」が定められている。信義則や公序良俗、後述の強行法規に反しない限り、また関連する特別法の範囲内で、当事者間で合意すれば、どのような内容でも契約は有効に成立する。

「実は、そこに落とし穴があります。契約書の紙面は限られているので、全てのケースを想定して条文を記載することはできません。契約書に書いていないことは民法に基づいて解釈されますから、民法の規定のままでもいいのか、民法とは異なる取り決めをすべきなのか、よく吟味して条文をつくる必要があるのです」

トラブルになった際の責任範囲をしっかりと限定。

契約書作成時に検討したい事項で改正民法に関わるのは、まずは法定利率。現行民法は5%^{※1}の固定利率だが、改正で3%に引き下げられ、さらに金利情勢に応じて3年ごとに利率を見直す変動制が導入される。「遅延損害金の利率などを独自に定めた場合は、それを契約書に明記しましょう」

実務で次に問題になりそうなのが、新設された「契約不適合」の概念だ。現行は「隠れた瑕疵」といって、購入時に分からない欠陥があつて判明した場合に損害賠償請求などができる。それが改正で、買主の「気づかなかつた」要件がなくなり、欠陥の範囲も「種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない」場合と広くなる。

「契約書に記載がないと、契約不適合とされる余地が大きくなりま



篠原氏の監修・執筆による『かんぽビジネスライブラリ』。左:企業法務の落とし穴を解説するシリーズ「見えざる壁」。右:企業法務に影響する民法改正について詳述する「法改正ホットニュース」。ご覧になりたい方は、担当者にお申し付けください。

篠原総合法律事務所 〒101-0053
東京都千代田区神田美土代町9-7 10F
☎03-5282-3367 <http://shinohara-law.com/>

す。製品の仕様などを条文で細かく規定する対策^{※2}が重要になります」そして、今初めて法律に明文化された「定型約款」にも注意が必要だ。「定型約款」とは、不特定多数の顧客と画一的な取り引きを行う際に提示する規約のことで、保険や預貯金、電気・ガス・水道などの公共インフラ、電車・バスなどの公共交通機関、インターネットなどで広く用いられている。約款を契約内容とすることに合意するか、あらかじめ約款を表示していれば、その個別条項に顧客が同意したと見なされる。「中小企業では、同業他社や類似サービスの約款を流用しているケースが多々見受けられます。約款は、万一トラブルになった際に責任範囲を限定できるので、本来はしっかりと考えて作成したいものです」ただし、取引相手に過度な不利益を強いる条項は無効になるので気を付けたい。

※1 商事法定利率は6%だが、これも民法の利率に統一される。 ※2 または、別紙として詳細な仕様書を作成して添付するのでも可。

**普遍的に適用される
「強行法規」には注意を。**

民法の中には、個別の契約や債権・債務を超えて普遍的に適用される「強行法規」もある。今回の改正では「時効」が代表だ。契約に基づく債権の場合、現行では原則10年だが、それとは別に短期消滅時効^{※3}が細かく決められている。これが原則として「債権が行使可能なことを知ったときから5年、債権の行使可能時点から10年」^{※4}に統一される。

また、融資を受ける際の個人保証の制限も強行法規として定められた。会社の取締役など財務内容を知りうる立場の人間以外が保証人になる場合、事前に公正証書で保証意思を確認しなければならない。さらに根保証については、必ず極度額を決めなければならないとされた。

「根保証の極度額規制は、貸金契約に限らず保証全般に適用されます。そこで見直しが必要になるのが、取引基本契約書の保証人項目です。基本契約の保証債務は、根保証的な性格をもちますから、極度額を設定しておかないと、保証自体が無効とされてしまいます」

契約書は、取り引きが円滑に運んでいるときは出番がなく、何かトラブルがあったときに力を発揮する。「イザ」というとき強い味方になるように、民法を踏まえて契約書を作成しましょう」と篠原氏は助言する。

※3 例えば飲食店のツケは1年、医師の診療や薬剤師の調剤は3年など。 ※4 不法行為による債権や、生命・身体侵害の損害賠償請求権などは異なる規定がされている。

**法的トラブルに巻き込まれた際に、
対策に使える資金はありますか？**

予期せず自社が加害者になってしまったとき、あるいは逆に被害者になったとき、法的トラブルは、両方のケースを想定しなければなりません。いずれの場合でも活用できる資金があれば、十分な対策を講じることができます。



ぜひ
ご覧ください

マンガで楽しく、
分かりやすく
ご案内しています。

かんぽビジネスライブラリ
「法務リスク対策に活用」の巻

資料をご要望の皆さまへ

ご覧の資料をお届けします。
ご要望の方は、お手数ですが、かんぽ生命保険の
最寄りの支店までご連絡ください。



病気のサインを見逃すな!

「目やまぶたに表れる異常」

文=石原結實
ゆみ
インハラクリニック院長、長崎大学医学部卒業、同大学院博士課程修了。医学博士。著書は「病気のサインを見逃すな! 自分でできる健康診断」など300冊超。

慢性的な目の渴きは重病の可能性が

「目は口ほどにものを言う」というように、目には多くの病気のサインが表れます。医師が患者の下まぶたをめぐって診察するのもそのためです。白目に黄疸があれば肝臓やすい臓、胆のうの病気が疑われ、まぶたの裏が白っぽければ貧血の可能性があると診断できます。

目の異常としてなじみ深いのは目の渴き(ドライアイ)でしょう。ほとんどの場合、目の疲労や乾燥が原因ですが、症状が慢性的に続くようなら注意が必要です。指定難病のひとつで、免疫系に異常をきたすシェーグレン症候群の可能性があるので、放置すると重度の臓器障害が起こることもあります。口内の乾燥も併発するようであれば注意が必要です。

また、目に特徴的な症状が表れる病気

として、バセドー病があります。甲状腺ホルモンの分泌が過剰になる病気で、新陳代謝が盛んになり過ぎてさまざまな症状が出現します。目が大きくなり突出してくる、キラキラと輝くなどの症状が見られる場合は、医師の診察を受けたほうがよいでしょう。

まぶたが自然と下がってきたら、すぐ病院へ

まぶたの表面にも多くの病気のサインが表れます。腎臓機能が低下するとまぶたはむくみやすく、脂質異常症になるとまぶたの周囲に黄色いイボ(黄色腫)ができることがあります。

特に、上まぶたが自然と下がってくるような症状には気をつけなければなりません。片側のまぶただけが下がっているのならば、脳腫瘍や脳梗塞、脳出血によって、まぶたを動かす動眼神経がマヒしている

可能性があります。この症状が見られた場合は、一刻も早く脳神経外科を受診してください。

また、両まぶたが下がってくる場合は、重症筋無力症が疑われます。これも指定難病なので、不安に感じたらすぐに神経内科を受診しましょう。

目やまぶたに表れるサインと病気

	サイン	疑われる病気
目	白目に黄疸(おうだん)	肝臓やすい臓、胆のうの病気
	ドライアイ	シェーグレン症候群
	大きくなり突出、キラキラと輝く	バセドー病
まぶた	下まぶたの裏が白い	貧血
	むくむ	腎臓機能低下
	周囲に黄色いイボ	脂質異常症
	片方の上まぶたが下がる	脳腫瘍、脳梗塞、脳出血
	両方の上まぶたが下がる	重症筋無力症

(注) 記事中に記載の法令や制度等は取材当時のもので、将来変更されることがあります。詳細につきましては、各専門家にご相談いただきますようお願いいたします。